

ふくおか県央環境広域施設組合条例第24号

ふくおか県央環境広域施設組合財政状況の公表等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定による財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年6月及び12月に行うのを常例とする。

2 天災その他避けることができない事故により、前項に規定する時期に財政状況を公表することができないときは、組合長は、事故のやんだときから1月以内にその期日を定め、これを公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 前条第1項の規定により6月に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金現在の高
- (3) その他財政に関する事項

2 前条第1項の規定により、12月に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を記載し、かつ、前年度の決算の状況を明らかにするものとする。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、ふくおか県央環境広域施設組合公告式条例(平成31年条例第1号)の例により行う。

- 2 前項の財政状況は、公表の日から6箇月の間、組合長の指定した場所においてその閲覧を請求することができる。
- 3 前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し必要な事項は、組合長が定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表の手続に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。